

後 期 高 齢 者

8月から新しくなります

被保険者証（保険証）

7月下旬に簡易書留で郵送します。
8月1日(水)以降は、新しい保険証（薄緑色・来年7月31日まで有効）を医療機関の窓口に提示してください。

長期不在などで保険証の受け取りが難しい場合や、7月31日(火)までに新しい保険証が届かない場合は、問い合わせてください。

※保険料の滞納がある場合は、有効期限の短い保険証を交付することがあります。

限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）

医療費の自己負担分の限度額と入院時の食事代の減額区分を証明するもので、市県民税非課税世帯の人が交付対象になります。

現在使用している減額認定証の有効期限は、7月31日です。

8月から引き続き対象になる人には、新しい減額認定証を7月下旬に送ります。（手続き不要）

非課税世帯で、現在、減額認定証を持たず交付を希望する人は、申請してください。

●必要なもの ◆保険証◆印鑑

※そのほか、収入額などを証明するものや入院期間が確認できるものが必要になる場合があります。

後 期 高 齢 者 医 療 被 保 険 者 証	
有効期限	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
有効期日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3191410

自己負担割合

医療機関にかかるときの医療費の自己負担割合は1割または3割です。毎年、前年中の所得を基に8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合を判定します。

自己負担割合は原則として1割ですが、同じ世帯の被保険者に市県民税課税所得が145万円以上※の人がいる場合は、3割になります。

※同じ世帯に19歳未満の人がいる場合には、自己負担割合が変わることがあります。

●問い合わせ先

長寿支援課長寿支援担当
☎(580)1859

広報活動に関するアンケートに協力してください

市では、市政情報を市民の皆さんに届けるために、広報紙、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを活用しています。

一人でも多くの市民の声を聞き、市の広報活動に活かすため、市内在住の18歳以上の人から無作為に抽出した1500人にアンケートを送っています。期限までに回答をお願いします。

●回答期限 7月10日(火)

●問い合わせ先

情報広報課広報・広聴担当
☎(580)1800

市役所でエコ・オフィス実施中

地球温暖化対策の一環として、市の施設から出される二酸化炭素（CO₂）を減らすため、市では、第二次大野城市地球温暖化対策実行計画「まどかエコ・オフィスプラン」に基づき、節電などの取り組みを行っています。

平成29年度の取り組み

目標達成に向けて、次のような取り組みを行いました。

- ①省エネ・節電の徹底（使っていない機器の電源オフ、空調の管理など）
- ②エコドライブの推進
- ③エコデーの実施（早めの退庁、消灯の推進（水曜日））
- ④ノーマイカーデーの実施
- ⑤コピー用紙の使用量削減

これらのうち②、⑤については、特に今後の改善が必要という結果になりました。

さらなる取り組み推進のために

平成30年度は、「エコドライブの推進」と「コピー用紙の使用量削減」に重点的に取り組み、積極的にCO₂排出量の削減に努めていきます。

今後、地球温暖化対策を更に推進するため、エコ・オフィスの取り組みを継続しますので、市民の皆さん、事業所の皆さんの協力をお願いします。

●問い合わせ先

環境・最終処分場対策課環境政策担当
☎(580)1886

